

山口県報

平成19年
7月24日
(火曜日)

目次

告示

保安林予定森林(森林整備課)……………一

指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)……………二

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(河川開発課)……………二

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課)……………三

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………四

土地改良区役員の届出(農村整備課)……………四

土地改良事業の工事の完了(農村整備課)……………五

選管告示

直接請求に必要な有権者の数……………六

山口県告示第三百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成十九年七月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林予定森林の所在場所

下関市豊田町大字李路字字台七八の一、字向原八一、字鹿ヶ浴八二、八八、字井手ヶ迫八五、字中岡八六、字本浴八七、字前の浴九〇、字坂ヶ浴三一五の一、三三一の一

一、三三四の一、三三五の一、三三五の三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市豊田町大字李路字字向原八一・字鹿ヶ浴八八・字坂ヶ浴三一五の一・三三一の一(以上四筆)について次の図に示す部分に限る。()

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

保安林予定森林の所在場所

萩市相島字こぶろく一〇九の一

二 指定の目的

風害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

農林部林政課に備え置いて縦覧に供する。()

山口県告示第三百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成十九年七月二十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
周南市大字須々万奥字緑山一四三の一（次の図に示す部分に限る。）、一一四三の一〇、字篝川尻二九二〇から二九二二まで、字江良田二九二六、二九二七、二九三二の一、二九三二の二、字尻高二九三三から二九三五まで、二九三七、二九三八
保安林として指定された目的
水源のかん養
- 二 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
周南市大字須々万奥字緑山一四三の一・一一四三の一〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字篝川尻二九二〇から二九二二まで、字江良田二九二六、二九二七、二九三二の一、二九三二の二、二九三二の二、二九三二の二
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済部林政課に備え置いて縦覧に供する。)
- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
山口市嘉川字千見折二一四の一、二一四の三から二一四の五まで、字千見折山二二二の二、二二四の四
周南市大字鹿野下字古屋ケ迫二二三一、二二三二、字原河内二五三から二五五まで、大字大道理字奥山一九〇四の三、一九〇四の四、一九〇四の一から一九〇四の一四まで

で、一九〇四の三〇、一九〇四の三一、大字巢山字佐瀬二二九五の一

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
山口市嘉川字千見折二一四の一・字千見折山二二三の二・二二四の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

周南市大字鹿野下字原河内二五三から二五五まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百九十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、黒杭川上流ダム取水放流設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定め

平成十九年七月二十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 黒杭川上流ダム取水放流設備工事
 - (一) 工事場所 柳井市柳井字鳴瀧地内
 - (二) 工事の概要

名称	構造	規模
名	構	規
称	造	模

黒杭川上流ダム
取水放流設備
取水管(連続サイフォン式)
高圧スライドゲート
ジエツトフロアゲート

最大取水量
毎秒〇・六立方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(鋼構造物工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が三十八パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成十九年七月二十三日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(鋼構造物工事の数値が千百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼構造物工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号
申請書等の提出期間及び時間

(四) 平成十九年七月二十四日から同年八月二十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年九月十三日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、柳井土木建築事務所(電話〇八二〇一三二一〇三九六)にすること。



(三七五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年八月二十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年七月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十九年六月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 秋吉台ワイナリー

代表者の氏名 田中 隆

主たる事務所の所在地 美祿郡美東町大字真名三六一番地の一六

三 定款に記載された目的

農業、ワイン及び国際文化交流に関心のあるすべての人々に対して、ワイン用ブドウの栽培に関する事業、地域の活性化を図るための事業及び文化芸術に関する国際交流事業を行うことにより、地域農業の復興、地域の活性化並びに日本の文化の継承及び発展に寄与すること。

(三七六) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年九月三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年七月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十九年七月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 音音

代表者の氏名 中村真理子

主たる事務所の所在地 山陽小野田市大字東高泊二六番地の一

三 定款に記載された目的

山陽小野田市及びその周辺の地域の住民に対して音楽演奏の機会及び様々なアーティストとの触れ合いの場を提供することにより地域を活性化させる事業を行い、文化交流の増大、次代を担う青少年の健全育成及び豊かな地域づくりに寄与すること。

(三七七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年三月九日山口県公告(一一〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年七月二十四日から同年八月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年七月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク安岡ショッピングパーク
所在地 下関市富任町一丁目四七四の六

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三七八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年三月九日山口県公告(一一一)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年七月二十四日から同年八月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年七月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク安岡ショッピングパーク

所在地 下関市富任町一丁目四七四の六

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(三七九) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十九年七月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
防府市佐野堰土地改良区	理事	高橋 弘明	防府市大字西浦三三五六
"	"	徳光 卓二	" 二七四六
"	"	中村 進	" 九一二の二
"	"	西村 恒夫	" 三三一八
"	"	藤井 正二	大字佐野二二二五

区	防府市佐野堰土地改良	区	岩国市麻里布土地改良
理	土地改良区名称	理	岩国市麻里布土地改良
事	理事の別	事	理事
氏名	高橋 晃二	氏名	原田 三男
住	防府市大字西浦一八五	住	能野 昭憲
所		所	松岡匡太郎
			小川 正良
			中谷 安彦
			伊藤 康夫
			安光 淳
			徳富 哲夫
			田村 清二
			鷺崎 光良
			細川 俊夫
			助田 典三
			今中 光雄
			林 茂生
			石田 武志
			松本 信男
			森岡 文人
			米子 和生
			金廣 秀春
			村本 勝行
			前川 忠雄
			森中 弘
			中村 雄三
			井原 裕雄
			蔵重 精一
			村田 壽雄
			村田 壽雄
			今津町四丁目一三番三三〇号
			砂山町二丁目七番一七号
			室の木町四丁目三番三四号
			山手町二丁目一八番一八号
			山手町一丁目一三番一九号
			昭和町二丁目四番二〇号
			川口町一丁目二番一六号
			川口町二丁目一番四一〇号
			今津町二丁目七番四二二号
			立石町一丁目二番二二八号
			室の木町三丁目五番二八号
			元町四丁目七番四四号
			立石町四丁目一四番一五五号
			山手町一丁目一三番一五五号
			立石町四丁目一三番二二四号
			元町四丁目七番四四号
			室の木町三丁目五番二八号
			立石町一丁目二番二二八号
			今津町二丁目七番四二二号
			川口町二丁目一番四一〇号
			川口町一丁目二番一六号
			昭和町二丁目四番二〇号
			山手町一丁目一三番一九号
			山手町二丁目一八番一八号
			室の木町四丁目三番三四号
			砂山町二丁目七番一七号
			今津町四丁目一三番三三〇号

区	岩国市麻里布土地改良	区	岩国市麻里布土地改良
理	理事	理	理事
氏名	藤井 正二	氏名	藤井 正二
住	大字佐野二二五	住	石田 寛治
所		所	藤井 敏雄
			松岡匡太郎
			小川 正良
			中谷 安彦
			三輪 利夫
			江村 久男
			御園生 元
			町田 德行
			鷺崎 光良
			細川 俊夫
			味村 茂
			今中 光雄
			藤川 武男
			石田 武志
			谷 修一
			都志見 學
			村重 政雄
			金廣 秀春
			村本 敏美
			助田 典三
			森中 弘
			中村 雄三
			石川 一男
			蔵重 精一
			村田 壽雄
			今津町四丁目一三番三三〇号
			砂山町二丁目七番一七号
			室の木町三丁目一七番九号
			山手町二丁目一八番一八号
			山手町一丁目一三番一九号
			立石町四丁目一四番一五五号
			川口町一丁目四番九号
			川口町二丁目一番四一〇号
			立石町三丁目九番二四号
			立石町二丁目七番二六号
			室の木町五丁目一三番五号
			元町四丁目七番四四号
			今津町五丁目一三番二四号
			山手町一丁目一三番一五五号
			川口町一丁目六番二二二号
			大字佐野一六〇三の三
			大字台道四二九二
			岩国市室の木町二丁目七番四一〇号
			秋穂東八八六
			山口市名田島一五九七
			大字台道四〇六九
			大字台道四〇六九
			四二四六
			四〇四七
			四四三三の三

(三八〇) 土地改良事業の工事の完了
次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成十九年七月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 事業の名称
県営小野地区地域開発関連整備事業
- 二 工事完了の時期
平成十九年五月十八日



山口県選挙管理委員会告示第七十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成十九年七月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二四、六九二
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二七二、四二八
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二七二、四二八
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	大島郡選挙区 八〇、九六六 熊毛郡選挙区 五二、〇五二 下関市選挙区 四八、〇九六 宇部市選挙区 四〇、八〇九 山口市選挙区 三〇、五二二 山口市選挙区 二五、〇五二 萩市阿武郡選挙区 一五、九三七 防府市選挙区 一三、九〇八 下松市選挙区 一三、九〇八 岩国市玖珂郡選挙区 一〇、一五五 光市選挙区 一〇、一五五 長門市選挙区 一〇、一五五 柳井市選挙区 一〇、一五五 美祢市美祢郡選挙区 一〇、一五五

平成十九年七月二十四日印刷
平成十九年七月二十四日発行

発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）

知事の解職の請求	副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求	県の教育委員会の委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条	地方自治法第八十一条第一項	周南市選挙区 山陽小野田市選挙区
					四一、二八七 一八、三三九
					二七二、四二八